

G 7新潟農業大臣会合宣言の概要

平成 28 年 4 月 24 日

農 林 水 産 省

1. 総論

- ・世界の食料安全保障の強化のため、農業者の高齢化、コミュニティに基づく活動の危機、食料需要の増加、異常気象等、新しい時代の課題に直面する農業者を支援する旨記述。
- ・農業・農村の多様な機能を認識し、また発揮を促し、将来世代に継承する旨記述。
- ・G 7が、農業のあらゆる可能性を拓げる取組と農村コミュニティの活性化にコミットし、課題克服のための明確な役割を担う旨記述。

2. 農村地域の活性化と農業者所得の向上

- ・農業者の能力や技術の向上を推進し、意欲ある新規参入者を後押しする旨記述。
- ・農業者による農産物の付加価値最大化の取組の支援、またフードバリューチェーンにおける国際的な繋がり構築及び促進について記述。
- ・女性・若者の活躍を推進し、政策課題共有のための国際フォーラム、及び農業分野の投資に関する国際フォーラムを開催することに合意。
- ・農村景観や独特な食文化を高く評価し、また土地や水の持続可能な管理と利用を推進する旨記述。

3. 農業生産・生産性と食料供給能力の改善

- ・農業技術・イノベーション及びそれらの農業者への普及のための更なる研究開発、動植物疾病や薬剤耐性（AMR）との闘い、食料の損失・廃棄の削減、栄養改善、統計情報の開発を推進する旨記述。
- ・AMR等に対処するため、G 7 獣医当局間の協力枠組を構築することに合意。

4. 農林水産業の持続可能性への支援

- ・気候変動問題対処のための国際研究イニシアチブ、農業インフラの強靱化、持続可能な農業・森林経営及び漁業資源管理、違法伐採排除を推進する旨記述。
- ・気候変動問題に関する国際研究をG 7でフォローアップすることに合意。

5. その他

- ・東日本大震災から5年にわたる我が国の復興の取組に注目し、輸入規制は科学的知見と根拠に基づくSPS合意を含むWTOルールと調和的であるべきことを確認する旨記述。
- ・熊本・大分地域で発生した地震で被災した人々に心からの連帯の意を表明する旨記述。